

# 岐阜県公報

## 目次

### 公 示

恵那都市計画の変更案の縦覧 瑞浪都市計画の変更案の縦覧 環境影響評価準備書の縦覧 環境影響評価準備書の説明会の開催	(都市政策課) (同) (同) (同)	一 二 二 三
--	------------------------------	------------------

### 公 示

号外(一) 平成二十四年 十月十六日

#### 恵那都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称  
恵那都市計画道路  
三・三・一 一般国道十九号線
- 二 都市計画を定める土地の区域  
都市計画図書において表示する区域
- 三 都市計画案の縦覧場所  
岐阜県都市建設部都市政策課及び恵那市建設部都市整備課
- 四 縦覧期間  
平成二十四年十月十六日から  
同 年十一月十六日まで
- 五 意見書の提出期間  
平成二十四年十月十六日から  
同 年十一月三十日まで

六 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

瑞浪都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十四年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

瑞浪都市計画道路

三・四・一号 国道十九号線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び瑞浪市建設水道部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十四年十月十六日から

同 年十一月十六日まで

五 意見書の提出期間

平成二十四年十月十六日から

同 年十一月三十日まで

六 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

環境影響評価準備書の縦覧

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四十条第二項の規定により読み替えて適用する同法第十四条第一項の規定により、環境影響評価準備書及び要約書（以下「準備書等」という。）を作成したので、同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用する同法第十六条の規定により、次のとおり公告し、準備書等を縦覧に供する。

なお、準備書について、環境保全の見地からの意見を書面により岐阜県に提出することができる。

平成二十四年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画決定権者の名称

岐阜県

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

1 名称

一般国道十九号瑞浪恵那道路

2 種類

一般国道の改築

3 規模

延長約十二・五キロメートル

三 都市計画対象事業が実施されるべき区域

準備書において表示する区域

四 関係地域の範囲

瑞浪市及び恵那市

五 準備書等の縦覧場所、期間及び時間

1 縦覧場所  
岐阜県都市建築部都市政策課、瑞浪市建設水道部都市計画課及び恵那市建設部都市整備課

2 期間  
平成二十四年十月十六日（火）から同年十一月十六日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 時間  
午前九時から午後五時まで

4 その他

準備書等は、前記1の縦覧場所のほか県ホームページにて電子縦覧を行う。

六 意見書の提出方法

1 準備書について環境の保全の見地から意見を有する者は、平成二十四年十一月三十日（金）までに〒五 八五七 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建築部都市政策課へ意見書を提出すること。なお、郵送により提出する場合は、期限内までに必着のこと。

2 意見書の提出は、郵送又は持参によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。

3 意見書の提出に必要な事項

(一) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

(二) 意見書の提出の対象である準備書の名称を記載すること。

(三) 準備書について環境保全の見地から意見を記載すること。

(四) 前記(三)の意見は、日本語により意見の理由を含めて記載すること。

環境影響評価準備書の説明会の開催

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四十条第二項の規定により読み替えて適用する同法第十四条第一項の規定により作成した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について、同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用する同法第十七条第一項の規定により準備書説明会を開催するので、同条第二項において準用する第七条の二第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画決定権者の名称

岐阜県

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

1 名称

一般国道十九号瑞浪恵那道路

2 種類

一般国道の改築

3 規模

延長約十二・五キロメートル

三 都市計画対象事業が実施されるべき区域

準備書において表示する区域

四 関係地域の範囲

瑞浪市及び恵那市

五 説明会の開催を予定する日時及び場所

都市計画区域	日 時	場 所	関 係 市
瑞 浪	平成二十四年十月三十一日（水）午後七時から	瑞浪市土岐町七二六七番地の四 瑞浪市総合文化センター講堂	瑞 浪 市
恵 那	平成二十四年十一月一日（木）午後七時から	恵那市武並町竹折一〇五九番地三六 恵那市武並コミュニティセンター集会室	恵 那 市

平成二十四年十月十六日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社